

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年5月27日

静岡県知事
川勝 平太 殿

提出者
住 所 静岡県榛原郡吉田町川尻4000番地
氏 名 富士フイルム エレクトロニクスマテリアルズ株式会社
静岡工場長 青木 勝男
電話番号 0548-32-7005 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フイルム エレクトロニクスマテリアルズ株式会社 静岡工場
事業場の所在地	静岡県榛原郡吉田町川尻4000番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	資本金 4億9,000万円
③ 従業員数	237名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2021年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	—
	排出量	別紙3参照	—
	(これまでに実施した取組) 工程の歩留まり向上及び有価物化による排出量抑制		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	—
	排出量	別紙3参照	—
	(今後実施する予定の取組) 上記取組みの継続実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特別管理産業廃棄物の種類：引火性廃油、腐食性廃アルカリ、腐食性廃酸 ・分別に関する取組み：引火性廃油の有価物化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組みの継続実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) -			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4参照	—
	全処理委託量	別紙4参照 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4参照 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙4参照 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙4参照 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙4参照 t	— t
(これまでに実施した取組) 工程の歩留まり向上及び有価物化による排出量抑制			

(第5面)

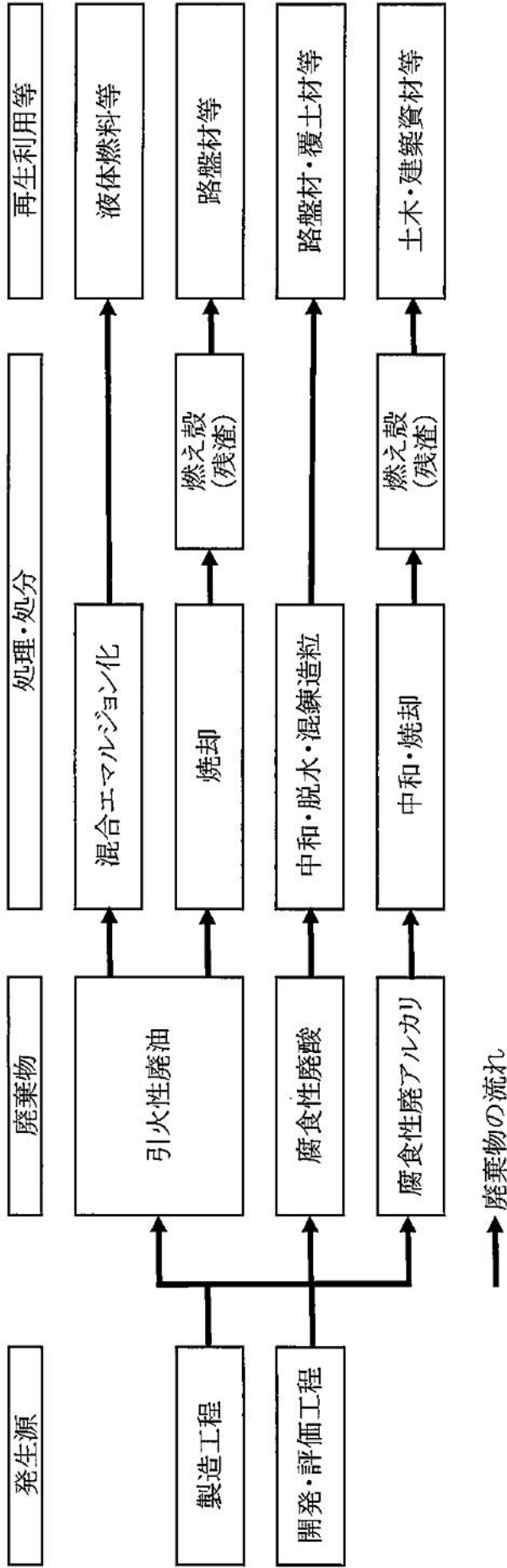
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4参照	-
	全処理委託量	別紙4参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙4参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙4参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙4参照	t
(今後実施する予定の取組) 上記取組みの継続実施			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2021年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	322.10	t
(今後実施する予定の取組等) 工程の歩留まり向上及び有価物化による排出量抑制			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

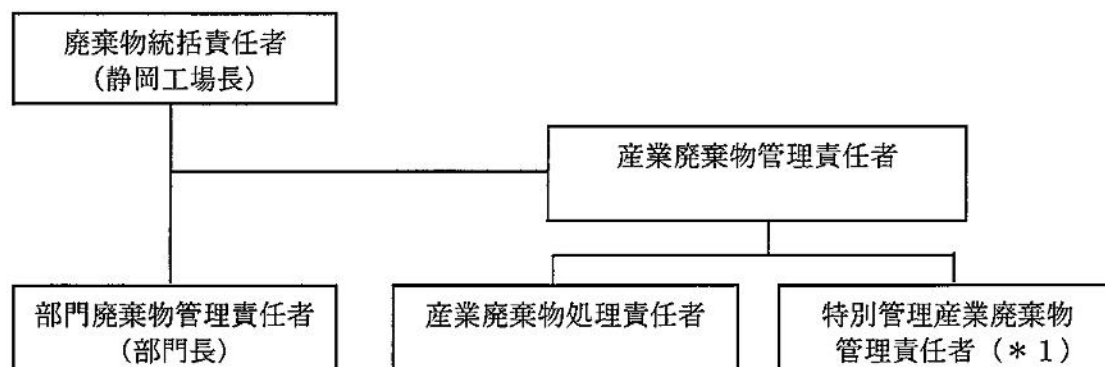
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理フロー図



別紙 2

管理体制図



* 1) 「法」で定める資格者

役割	責務
廃棄物 統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡工場の廃棄物の適正処理の統括管理
産業廃棄物 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物統括責任者の命を受けての監督・指導 ・ 廃棄物管理のために必要な対策の実施
産業廃棄物 処理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法」並びに「法令」に規定される職務の実施 ・ 産業廃棄物の排出状況の把握、処理計画の立案 ・ 産業廃棄物の適正処理の確保 ・ 産業廃棄物処理状況の把握と記録の管理 ・ 産業廃棄物の減量・再生・再利用に係る調査、処理技術の情報収集 ・ 産業廃棄物の減量・再生・再利用化及びその計画の立案 ・ 産業廃棄物処理会社の選定・契約・発注・処理費用の報告 ・ 産業廃棄物の処理・管理に係る社内教育・啓蒙活動の推進 ・ 集積施設の維持管理・改善 ・ 産業廃棄物に係る設備・備品の管理 ・ 行政への届出・報告 ・ 産業廃棄物の構内作業委託会社及び処理会社の管理・指導
特別管理産業 廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 ・ 特別管理産業廃棄物の処理計画の立案 ・ 特別管理産業廃棄物の適正処理の確保
部門廃棄物 管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の廃棄物発生場所、集積施設に持込む前の置場の管理 ・ 部内の廃棄物の一時置き、運搬、引渡し時の監督と作業指示 ・ 部内の廃棄物の種類・発生量・性状の把握と適正処理の推進 ・ 部内・関係先での廃棄物の発生抑制・減量・再利用化の推進 ・ 廃棄物に係る環境汚染、事故・トラブル防止のための部内指導・教育の推進

別紙3

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(単位:t)

	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	計
前年度実績	315.04	2.35	4.71	322.104
計画	450.00	4.00	6.00	460.000

別紙4
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項(単位:t)

		引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アハカリ	計
	全処理委託量	315.04	2.35	4.71	322.10
前年度実績	優良認定処理業者への 処理委託量	315.04	2.35	4.71	322.10
	再生利用業者への 処理委託量	312.36	2.35	4.71	319.42
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行なう業者への 処理委託量	2.69	0.00	0.00	2.69
	全処理委託量	450.00	4.00	6.00	460.00
計画	優良認定処理業者への 処理委託量	450.00	4.00	6.00	460.00
	再生利用業者への 処理委託量	445.00	4.00	6.00	455.00
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行なう業者への 処理委託量	5.00	0.00	0.00	5.00